

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称	施策Ⅲ－4－5 環境保全の推進
---------	--------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業の名称	事務事業担当課長	廃棄物対策課長 長田 茂男	電話番号	0852-22-6173
（1）対象	県民			
（2）意図	産業廃棄物処理施設の不適正な管理により、生活環境の保全上支障が生じないようにする			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設の設置に際して地域住民への不要な混乱を防止するために、設置予定者に対して、関係住民への設置計画の説明等を指導する。 要件に適合している者を許可するために、産業廃棄物処理施設の許可申請に対して、許可要件に合致しているか審査する。 産業廃棄物の適正処理を確認するため、産業廃棄物処理施設に対し、立入検査（監視・指導）をする。 (産業廃棄物最終処分場に係る重金属等有害物質及びダイオキシン類調査事業、焼却施設に対する重点指導の継続など) 			

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1 指標名	不適正処理の割合	目標値		25.0	24.0	23.0	22.0	%
		取組目標値						
2 式・定義	改善等指導件数／立入件数	実績値	10.0	11.2	13.9			%
		達成率	—	155.2	142.1	—	—	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画	
事 業 費 (b) (千円)	1,680	3,161	
うち一般財源(千円)	14	319	

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	③改善策を検討中
---------------------	----------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 各保健所において、立入検査による指導を行った結果、不適正処理の割合は目標値よりも低かったが、前年度より上昇した。
- 依然として産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準違反、施設変更届出義務違反などが確認されるなど、引き続き改善等指導が必要な案件があった。

6. 成果があつたこと（改善されたこと）

- 現状において、産業廃棄物処理施設に係る改善命令（法第15条の2の6）などの対象となるような重大案件は生じていない。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- 重大案件は生じていないものの、依然として産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準違反、施設変更届出義務違反など、改善等指導が必要な案件があること。
- 産業廃棄物処理施設の新設・設置に対しては、県民（地元住民）の根強い抵抗感があり、理解が得られない場合が多い。

②困っている状況が発生している「原因」

- 依然として、事業者の中には産業廃棄物処理施設の維持管理基準等について、十分理解していないかたり、遵守していく意識が低い現状がある。
- 県民は産業廃棄物処理施設に対し、不適正処理（許可対象外廃棄物の投入や汚染物質の流出など）の漠然とした不安感・不信感を抱いている。

③原因を解消するための「課題」

- 産業廃棄物処理施設の設置が進まなければ、適正な処理体制が困難となり、あふれた廃棄物が不法投棄される等の悪循環を引き起こす懸念も生じる。このため、施設設置者が現行施設の適正な管理を徹底することにより、県民の信頼を確保する必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

引き続き、計画的な立入検査を実施し、産業廃棄物処理施設の適正な管理・運営について、事業者に理解を求め、必要な指導等を行っていく。